

定 款

公益社団法人 大分県園芸振興基金協会

公益社団法人 大分県園芸振興基金協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人大分県園芸振興基金協会(以下「協会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 協会は、主たる事務所を大分県大分市におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、国民消費生活に不可欠な野菜の安定供給に寄与するため、及び作物を栽培することによる国土の保全をめざし、市場における野菜(カボスを含む。以下同じ)の価格に著しい低落があった場合に価格安定制度を実施することのほか、野菜の需給均衡に資するための必要な事業を行うことにより、一般消費者に対し安定的な野菜供給を行うとともに、野菜産地の育成による国土保全に寄与することを目的とする。

また、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援、果実の生産から流通加工、需要の拡大等を図るための事業を実施し、地域経済の発展及び県内外の消費者の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野菜価格安定資金の積立て及び管理に関すること。
- (2) 野菜価格安定補給交付金(以下「補給金」という。)の交付に関すること。
- (3) 野菜の需給均衡に関すること。
- (4) 野菜や果物の効能や必要性についての広告活動および需要の増進を図るための事業に関すること。
- (5) 特定果実(果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実をいう。以下同じ。)の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業その他果実の生産及び出荷に関する事業
- (6) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業を行うこと。
- (8) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 協会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大分県内に事務所を有する農業協同組合その他の農業者の団体
- (2) 大分県内の地方公共団体(市町村にあっては前号に規定する会員が所在するものに限

る。)

(3) 全国農業協同組合連合会大分県本部

(4) その他この法人の目的に賛同する者であつて、理事会において加入が承認された者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の会員とする。

(加 入)

第6条 協会の会員になろうとする者は、加入申込書を協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、理事会において前項の規定による承認を得たときは、書面をもって当該会員に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために会員は総会にて別に定める会費を支払う義務がある。ただし協会事業に関し協会と密接な協力関係のある団体で会長理事が特に必要と認める者については会費の納入を要しない。

(負担金又は特別負担金)

第8条 会員は、協会の業務方法書で定められた額の負担金又は特別負担金を協会に納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、事業対象年間の最終年度(3年度)終了の6ヶ月前までに、退会届を協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 事業対象年間の途中における退会は、原則として認めない。

3 退会した会員は、協会に対する既成の権利を全て喪失するものとする。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

この場合において、総会開始日10日前までにその会員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 法令、協会の定款若しくは業務方法書に違反し、又は協会の秩序を著しく乱したとき。

(2) 協会に対する義務の履行を怠ったとき。

(3) 協会の名誉を毀損し、又は協会の目的に反する行為があつたとき。

2 会長は、総会において除名の決議のあつたときは、その理由を明らかにした書面をもってこれをその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき。

(2) 当該会員が解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 会員の除名
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他理事会が総会の議決を必要と認めた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎年1回事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 総会員の10分の1以上の会員が、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
なお、会長に事故ある時は副会長が招集する。

2 総会の招集は、その開催日の1週間前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

また、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(決 議)

第18条 総会の決議は、この定款に別に定める場合を除き、会員の過半数が出席し、出席会員の過半数の同意をもって決する。

(特 別 決 議)

第19条 次に掲げる事項は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数の議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散の場合の残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

(役 員 選 任)

第20条 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第18条の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 会議の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 総会の議事録には、議事及び出席した会員のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の数及び選任)

第22条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 役員は、会員の役職員又は会員以外の学識経験者の中から、総会において選任する。
- 3 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 前項の会長と副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員職務)

第23条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するほか、次の職務を行う。
 - (1) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるとき意見を述べること。
 - (2) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (3) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- 5 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会

の終結の時までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第25条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(幹 事)

第27条 協会に、幹事若干名をおき幹事会を構成する。

2 幹事は、会長が委嘱する。

3 幹事会は、会長の諮問に応じ業務の運営に関する事項を協議する。

(職 員)

第28条 協会に事務局を設け、事務局長及び職員をおく。

2 事務局長及び職員は、理事会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局長及び職員は、会長の命を受けて協会の事務を処理する。

第6章 理 事 会

(構 成)

第29条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に附議すべき事項の承認

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長及び副会長の選定及び解職

(5) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認

(6) 業務方法書の決定又は変更

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故ある時は副会長が招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定 足 数)

第33条 理事会は、理事本人の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長理事及び出席理事のなかから選出された議事録署名人2名以上及び出席監事が記名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 協会の資産は、基本財産、交付準備金、及びその他財産とする。

(基本財産)

第37条 基本財産は次の各号に掲げるものをもって構成とする。

(1) 基本財産とすることを指定して寄付され又は交付された財産

(2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分しようとするときは及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(資産の管理)

第38条 協会の財産の管理は、会長及び副会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(預り出資金)

第39条 協会は、財政基盤の強化のため、会員より出資金を預かることができる。

2 中央果実協会からの預り出資金は、他の預り出資金と区分して管理しなければならない。

3 預り出資金の管理及び処分の方法は、理事会の決議により別に定める預り出資金管理規程によるものとする。

(経費の支弁)

第40条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(借入金)

第41条 補給金の交付のための資産は、理事会の議決を得て、借入金によって賄うことができる。

(事業年度)

第42条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（剰余金の処分）

第46条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第48条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第49条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第50条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑 則

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則 この定款は昭和46年11月20日に制定し、設立許可のあった昭和47年2月18日から施行する。

附則 この定款は昭和50年8月30日に一部変更。

附則 この定款は昭和51年9月22日に一部変更。

附則 この定款は昭和52年7月25日に一部変更。

附則 この定款は昭和53年11月20日に一部変更。

附則 この定款は昭和56年7月20日に一部変更。

附則 この定款は昭和60年3月29日に一部変更。

附則 この定款の平成13年3月31日改正については、平成13年4月1日から施行する。

附則 この定款の平成17年7月28日改正については、平成17年4月1日から施行する。

附則 この定款の平成19年7月24日改正については、平成19年4月1日から施行する。

附則 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附則 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則 本会の最初の会長は高橋佐太郎、副会長は板井隆とする。

附則 この定款は平成24年7月17日に一部変更。

附則 この定款の平成29年3月28日(書面決議の年月日)改正については平成29年3月14日から施行する。

附則 この定款の平成29年10月27日(総会の承認日)改正については平成30年4月1日より施行する。